



6 飯監委発第 5 5 号
令和 6 年 8 月 1 9 日

飯能市長 新 井 重 治 様

飯能市監査委員 森 健 二

同 加 涌 弘 貴

令和 5 年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化
判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項
の規定により審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率について審査し
たので、次のとおり意見書を提出します。

令和5年度 健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

審査に当たっては、審査に付された令和5年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について

(1) 健全化判断比率の算定が関係法令に沿って適正に行われているか。

(2) 算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか。

を主眼として実施した。

なお、本審査は飯能市監査委員監査基準に準拠して実施した。

2 審査期間

令和6年7月24日から同年8月6日まで

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められた。

健全化判断比率の状況

(単位：%)

項 目	令和5年度	令和4年度	早期健全化基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	12.54
連結実質赤字比率	—	—	17.54
実質公債費比率	5.0	4.8	25.0
将来負担比率	15.9	19.4	350.0

注 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額がないため「—」と表示している。

(2) 個別意見

①実質赤字比率について令和5年度は、黒字のため△8.15%となっており、良好な状態にあると認められた。

②連結実質赤字比率について令和5年度は、黒字のため△18.68%となっており、良好な状態にあると認められた。

③実質公債費比率について令和5年度は、前年度に比べ0.2ポイント上昇し5.0%で、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

④将来負担比率について令和5年度は、前年度に比べ3.5ポイント低下し15.9%で、早期健全化基準の350.0%を下回っている。

4 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和5年度 資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

審査に当たっては、審査に付された令和5年度決算に基づく以下の会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について

(1) 資金不足比率の算定が関係法令に沿って適正に行われているか。

(2) 算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか。

を主眼として実施した。

なお、本審査は飯能市監査委員監査基準に準拠して実施した。

2 審査期間

令和6年7月24日から同年8月6日まで

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された水道事業会計、下水道事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められた。

資金不足比率の状況

(単位：%)

会計の名称	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	20.0

注 資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

(2) 個別意見

資金不足比率について令和5年度は、いずれの会計においても前年度と同じく資金不足額がないことから、同比率は算定されず良好な状態にあると認められた。

4 是正改善を要する事項

いずれの会計においても、特に指摘すべき事項はない。